

各都道府県担当部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農地台帳に記録されている土地所有者等関連情報の提供について

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」といいます。）が平成 30 年 11 月 15 日より一部施行されました。

法の施行により、国の行政機関の長及び地方公共団体の長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」といいます。）の実施の準備のため、当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域（以下「事業区域」といいます。）内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めることができることとなります（同法第 39 条第 5 項）。また、都道府県知事及び市町村長は、事業区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、土地所有者等関連情報を、内部で利用し、又は地域福利増進事業等を実施しようとする者に対して提供することができることとなります（同条第 1 項及び第 2 項）。

その結果、農業委員会は、「当該土地に工作物を設置している者その他の者」に該当するものとして、地域福利増進事業等を実施しようとする者に対して土地所有者等関連情報を提供する市町村の部局（以下「情報提供担当部局」といいます。）に対し、地域福利増進事業等の事業区域内の土地の土地所有者等の探索に必要な限度で、農地台帳に記録されている土地所有者等関連情報（具体的には、氏名又は名称、住所といった事項に限られる。）を提供したとしても、個人情報保護条例の提供の制限等に抵触しないものと解されることです。

したがって、今後、市町村の情報提供担当部局より、事業区域内の土地所有者等に関する農地台帳の一定の情報について提供の依頼がなされることがあると考えられますが、その実務的な取扱いについては、国土交通省土地・建設産業局企画課長から各都道府県の所有者不明土地法担当部局長に別添のとおり通知されていますので、農業委員会におかれては、当該通知を踏まえ、情報提供担当部局からの当該情報の提供等の依頼について、適切に対応いただくよう、貴管下農業委員会に通知していただくとともに、適切に指導いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国の考え方、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として通知するものです。

各都道府県農業委員会ネットワーク機構会長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農地台帳に記録されている土地所有者等関連情報の提供について

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」といいます。）が平成 30 年 11 月 15 日より一部施行されました。

法の施行により、国の行政機関の長及び地方公共団体の長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」といいます。）の実施の準備のため、当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域（以下「事業区域」といいます。）内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めることができることとなります（同法第 39 条第 5 項）。また、都道府県知事及び市町村長は、事業区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、土地所有者等関連情報を、内部で利用し、又は地域福利増進事業等を実施しようとする者に対して提供することができることとなります（同条第 1 項及び第 2 項）。

その結果、農業委員会は、「当該土地に工作物を設置している者その他の者」に該当するものとして、地域福利増進事業等を実施しようとする者に対して土地所有者等関連情報を提供する市町村の部局（以下「情報提供担当部局」といいます。）に対し、地域福利増進事業等の事業区域内の土地の土地所有者等の探索に必要な限度で、農地台帳に記録されている土地所有者等関連情報（具体的には、氏名又は名称、住所といった事項に限られる。）を提供したとしても、個人情報保護条例の提供の制限等に抵触しないものと解されることです。

したがって、今後、市町村の情報提供担当部局より、事業区域内の土地所有者等に関する農地台帳の一定の情報について提供の依頼がなされることがあると考えられますが、その実務的な取扱いについては、国土交通省土地・建設産業局企画課長から各都道府県の所有者不明土地法担当部局長に別添のとおり通知されていますので、農業委員会におかれては、当該通知を踏まえ、情報提供担当部局からの当該情報の提供等の依頼について、適切に対応いただくよう、都道府県を通じて貴管下の農業委員会に通知していただいたところです。

こうした状況を踏まえ、貴職におかれましては、貴管下の農業委員会に対して必要な支援の実施をお願いします。